

(設置)

第1条 徳島県耐震改修促進計画（以下「計画」という。）の改定の検討を行うに当たり、学識経験者等の専門的意見を反映させるため、徳島県耐震改修促進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画に係る諸施策の検証・検討に関すること。
- (2) 計画改定に係る方針に関すること。
- (3) その他計画改定のために必要と認める事項。

(委員会及び委員)

第3条 委員会は、専門的知識を有する者等のうちから、知事が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員数は、5名とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により定める。
- 5 委員長は、会議を主宰し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集等)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の定足数は、委員総数の過半数とする。
- 3 委員長は、必要に応じて、委員会に有識者、業界関係者、関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員会の公開)

第5条 委員会は、公開する。ただし、協議において、徳島県情報公開条例（平成13年3月27日徳島県条例第1号）第8条各号に規定する非公開情報を扱う場合であって、委員長が公開を不適当と認めるときは、この限りでない。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務は、県土整備部住宅課建築指導室において処理する。

(守秘義務)

参考資料 1

第7条 委員は、その委員として知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月17日から施行する。
- 2 この要綱は、徳島県耐震改修促進計画の改定を終えたとき、その効力を失う。